稲敷市生ごみ減量化機器等購入費等補助金交付要綱新旧対照表

|  |  |
| --- | --- |
| 改正案 | 現行 |
| （定義） | （定義） |
| 第２条　略 | 第２条　略 |
| （１）略 | （１）略 |
| （２）生ごみ処理容器（生ごみ土壌混合型処理容器を含む。）　土中の微生物又は特殊菌等の活動を利用することによって、生ごみを発酵分解して容量を減少又は堆肥化させ、かつ、臭気等の発散を防止する装備を備えている容器をいう。 | （２）生ごみ処理容器　土中の微生物又は特殊菌等の活動を利用することによって、生ごみを発酵分解して容量を減少又は堆肥化させ、かつ、臭気等の発散を防止する装備を備えている容器をいう。 |
|  | （３）生ごみ土壌混合型処理容器　土中の微生物の活動を利用することによって、生ごみを分解して容量を減少させ、かつ、臭気等の発散を防止する装備を備えている容器をいう。 |
| （補助金の額等） | （補助金の額等） |
| 第４条　略 | 第４条　略 |
| （１）略 | （１）略 |
| （２）生ごみ処理容器（生ごみ土壌混合型処理容器を含む。）　購入額又は容器の製作に要する材料費の額に２分の１を乗じて得た額（当該金額に１，０００円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額）とし、その額が１５，０００円を超える場合は、１５，０００円を限度とする。 | （２）生ごみ処理容器　購入額に２分の１を乗じて得た額（当該金額に１，０００円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額）とし、その額が５，０００円を超える場合は、５，０００円を限度とする。 |
|  | （３）生ごみ土壌混合型処理容器　購入額又は容器の製作に要する材料費の額に２分の１を乗じて得た額（当該金額に１，０００円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額）とし、その額が１万５，０００円を超える場合は、１万５，０００円を限度とする。 |
| ２　略 | ２　略 |
| （交付申請） | （交付申請） |
| 第５条　略 | 第５条　略 |
| （１）～（４）略 | （１）～（４）略 |
| ２　前条第２項の規定にかかわらず、次条の規定により補助金の交付決定を受けた者が生ごみ減量化機器等を買い換え、又は、作り替える場合（当該交付決定の日から生ごみ減量化機器にあっては５年、生ごみ処理容器（生ごみ土壌混合型処理容器を含む。）にあっては３年を経過している場合に限る。）は、再度補助金の申請をすることができるものとする。 | ２　前条第２項の規定にかかわらず、次条の規定により補助金の交付決定を受けた者が生ごみ減量化機器等を買い換え、又は、作り替える場合（当該交付決定の日から生ごみ減量化機器にあっては５年、生ごみ処理容器又は生ごみ土壌混合型処理容器にあっては３年を経過している場合に限る。）は、再度補助金の申請をすることができるものとする。 |
| （交付の決定） | （交付の決定） |
| 第６条　市長は、前条による申請を受けた場合は、規則第５条に基づき速やかにこれを審査し、生ごみ減量化機器等購入費等補助金交付決定知書（様式第３号）又は生ごみ減量化機器等購入費等補助金不交付決定通知書（様式第４号）により申請者に通知するものとする。 | 第６条　市長は、前条による申請を受けた場合は、規則第５条に基づき速やかにこれを審査し、生ごみ減量化機器等購入費等補助金交付決定（却下）通知書（様式第３号）により申請者に通知するものとする。 |
| 様式第１号（第５条関係） | 様式第１号（第５条関係） |
| 別紙１のとおり | 別紙１のとおり |
| 様式第２号（第５条関係） | 様式第２号（第５条関係） |
| 別紙２のとおり | 別紙２のとおり |
| 様式第３号（第６条関係） | 様式第３号（第６条関係） |
| 別紙３のとおり | 別紙３のとおり |
| 様式第４号（第６条関係） |  |
| 別紙４のとおり |  |
|  |  |